

『新版(改訂二版) 教職入門 一教師への道一』

初版第5刷 2022年5月1日発行についての改訂予定表

2022年に以下の法律の一部改正がございました。

1. 「教育職員免許法および教育公務員特例法」

- ・ 教員免許状更新制が2022年7月に廃止されました。

◎141頁4行目の見出しを改訂

〈改訂前〉

Ⅲ 教員免許状の更新制

↓

〈改訂後〉

Ⅲ 教員免許状の更新制 (2022年廃止)

◎143頁20行目の下に、以下の項目を追記

5 教員免許状更新制の廃止

2022年5月、教育職員免許法および教育公務員特例法が改正され、同年7月1日、教員免許状更新制が廃止された。2023年度からは、教師や学校のニーズや課題に応じて、個別最適で協働的な学びを主体的に行う「新たな教師の学びの姿」が制度化されることとなった。この改革は「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（審議まとめ）」（中央教育審議会2021年11月）に基づくものである。

新たな教員研修は、研修履歴記録システムを活用し、管理職と対話しながら進められる。その成果を校務分掌、校内研修、人事に生かすことも想定されている。新たな研修の成否には管理職の姿勢が大きく関わっていると言えるが、教員の同僚性や協同性が保障されるのか、教員の負担増につながらないか、教員の自主的な研修の機会を制限しないかなど、検討すべき課題は数多いと言えよう。

◎144頁の「表4-4 教育免許状更新講習の内容」を削除